

■2022 年度 B 日程 一般入学試験

法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

粉飾決算が行われた場合の、会社法上の問題に関する基本的理解を問う問題である。

【解説】

[小問 1] 違法配当決議の効力を問う問題である。

剰余金の配当は、その効力が生じる日における分配可能額を超えてはならない（会 461 条 1 項 8 号）。分配可能額は剰余金の額を原則とし（同条 2 項）、剰余金の額は純資産額（資産の額－負債の額）から資本金と準備金の合計額を減じた額を原則とする（会 446 条。自己株式等はないものとする）。

問題文では、甲会社は売り上げが大幅に落ち込み、最悪の場合、債務超過に陥る危険があったため、架空の売り上げを計上して利益が生じているかのように装った計算書類を作成し、監査報告と取締役会の承認を得て、定時株主総会で総額 200 万円の配当を行う旨の決議を行った、とある。

最悪、債務超過（＝純資産額がマイナス）の危険、利益が生じているかのように装った、という問題文の事実から、本件配当決議は、剰余金＝分配可能額が存しないにもかかわらず、剰余金の配当を行うことを決定した決議として、上記会社法 461 条に違反する決議であり、決議内容の法令違反として無効である（会 830 条 2 項）。なお、粉飾決算における利益配当決議が無効であることに争いはないと思われるが（もっとも、分配可能額を超えた配当も有効であると解する少数説が、この点をどのように理解しているかはわからない）、それが何故無効なのかは、会社法の規定からは必ずしも明らかとはいえない様に思われる。

[小問 2] 会社が倒産した場合の、取締役の対第三者責任に関する理解を問う問題である。

甲会社が倒産して、銀行が融資金を回収できなくなった場合に、粉飾決算を行った代表取締役の銀行に対する責任（会 429 条）が問われている。

通常、取締役の第三者責任は、会 429 条 1 項の「職務を行うについて悪意または重大な過失があった」ことに基づく責任が問題となるが、粉飾決算が行われた場合（会社の倒産にはつきものである）、粉飾決算を行った取締役の責任は同条 2 項に基づくことを理解しているかが問われている。

本問題で、代表取締役 A は、架空の売り上げを計上した計算書類を作成したとあるから、同条 2 項 1 号ロの計算書類等に記載すべき重要な事項について虚偽の記載を行った取締役にあたり、A は自己の無過失を証明するのでない限り、これによって第三者＝B 銀行に生じた損害＝1 億円の融資を回収できなくなった、を賠償する責任を負う。A は悪意で虚偽

の計算書類を作成しており、責任を免れることはできない。

以 上